



ガン重点型の医療保険

サービスガイド

「引越した」「口座を変更したい」など
ご契約の変更手続

P1~2 →

「入院した」「ガンと診断された」など
保険金のご請求手続

P3~4 →

「保険料のお支払いについて」など
よくあるご質問

P5~8 →

あなたの健康な毎日をサポート
ご契約者優待サービス

P9~10 →

ウェブサイトなら24時間365日、 変更のお手続きが受付可能です。



書類のやりとりが不要のお手続き

必要項目の入力で
お手続き完了

- ご契約者の住所の変更
- ご契約者の電話番号(自宅・携帯)の変更
- ご契約者のEメールアドレス(PC用・携帯用)の変更



書類のやりとりが必要となるお手続き

ウェブサイトで受付後、
手続書類を
ご契約者の住所に
お送りします

- 保険料振替口座の変更
- 改姓(ご契約者・被保険者)
- 保険証券の再発行
- 保険契約の復活
- 控除証明書の再発行 (ウェブサイトでの手続き後、当社から発行されます。) 書類のお手続きは不要です。

→ご契約者ページ(マイページ)の
ログインしてください。

マイページにログイン



※ご契約者IDとパスワードは、
証券同封のレターを参照してください。

0120-936-505 受付時間: 9:00~18:00

co.jp/cst/ ご契約者ID: XXXXXXXXXXXX パスワード: XXXXXXXXXXXX

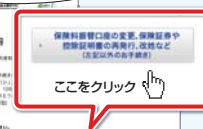
※ご契約者IDとパスワードは、証券同封のレターを参照してください。

→「連絡先の変更」をクリックしてお手続きしてください。



→「各種手続のご案内」ページで
必要項目をご入力ください。

保険料振替口座の変更、保険証券や
控除証明書の再発行、改姓など
(左記以外のお手続き)



お電話での変更受付

上記のお手続きのほかに
「保障内容の変更」や
「保険料のお支払方法の変更」
などの変更手続ができます。

カスタマーセンター 医療保険グループ

通話料無料

0120-936-505

受付時間: 9:00~18:00

14:00~17:00の間が比較的つながりやすくなっております。

保険金請求事由が発生したら お早めにご連絡ください。



STEP 1 保険金請求のご連絡



お客様

保険金をご請求される方(被保険者)から
事故受付サービスセンターへお電話ください。

証券番号、ご契約者名、被保険者名やご請求内容(傷病名、入院日、手術名、手術日、ケガの場合は受傷日など)をお伺いします。お手元に保険証券をご用意ください。

被保険者が未成年の場合は、親権者から保険金を請求してください。

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で保険金請求に関する代理人(例:成年後見人、弁護士等)がないときは、次の①～③の方が保険金の請求を行うことができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者*
- ② ①がいない場合または①に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②がいない場合または①および②に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者*または②以外の3親等内の親族

*法律上の配偶者に限り、内縁を除きます。

STEP 2 請求手続のご説明・書類の送付



ソニー損保

担当者より請求に必要な書類をご案内します。
必要に応じて、お電話で保険金のご請求について詳しくご説明します。

〈必要な書類の例〉

- 保険金請求書
- 診断書 など

被保険者が亡くなられたあとに保険金をご請求いただく場合は、上記書類に加え以下の書類が必要となります。

- 相続人代表念書
- 印鑑証明書(法定相続人すべての方の印鑑証明書)
- 戸籍謄本(原戸籍)

相続関係を確認させていただくために出生から亡くなられるまでの一連の戸籍が必要になりますので、原戸籍を旧本籍地等にさかのぼって何通かにわたりお取寄せいただくことがあります。

※診断書は他社のコピーもしくは、被保険者ご自身でご記入いただく治療状況報告書などで代替できる場合があります。

※ご請求内容によっては、上記以外に必要な書類があります。ご請求の際には、事前にお問合せください。



事故受付サービスセンター 医療傷害受付グループ

通話料無料

0120-101-870

受付時間：月～金 9:00～18:00(休日除く)
14:00～17:00の間が比較的つながりやすくなっております。

STEP 3 書類のご提出



お客様

郵送した書類の必要項目にご記入いただき、ご返送ください。

※診断書など一部の書類は、お客様ご自身で医療機関に発行を依頼いただく必要があります。
※診断書の発行費用はお客様のご負担となります。

STEP 4 書類確認・保険金のお支払い



ソニー損保

ご返送いただいた書類の内容を確認し、保険金のお支払いを判断します。
必要に応じて担当者よりご連絡をさせていただきます。

お支払いのために公の機関や医療機関、その他特別な照会または確認が不可欠な場合には、約款の定めに基づく日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

※お客様、医療機関等へ詳細な事実の確認をさせていただく場合があります。
※内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

保険金は、原則としてお客様ご指定の被保険者名義の金融機関の口座にお振込みします。
ソニー損保より保険金のお支払通知を郵送いたしますので、お支払金額をご確認ください。

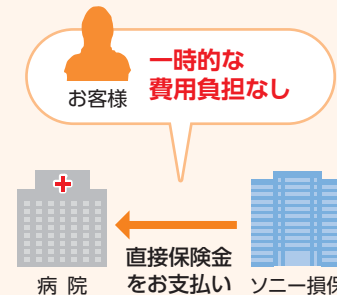
先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス

先進医療のうち、特に技術料が高額である陽子線治療、重粒子線治療を対象として、先進医療保険金を当社から医療機関に直接お支払いするサービスです。

通常、陽子線治療、重粒子線治療を受けた場合、お客様が医療機関へ技術料をお支払いいただいた後に、当社からお客様に先進医療保険金をお支払いすることとなり、お客様に一時的な費用負担が生じていました。

このサービスでは、当社が医療機関へ技術料を直接お支払いしますので、お客様が事前に技術料をご用意する等のご負担を軽減することが可能となります。

※サービスのご利用にあたっては一定の条件がありますので、治療開始前に事故受付サービスセンターまでお問合せください。



よくあるご質問をご紹介します。 その他、お問合せはお気軽にご相談ください。

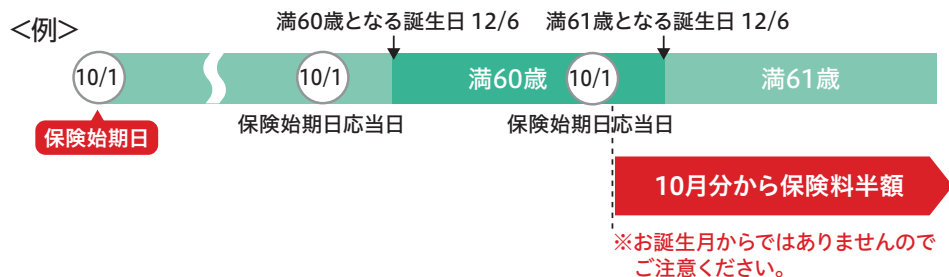
ソニー損保 よくある質問

検索

ウェブサイトでもご紹介しています。
お問合せの前にぜひご確認ください。

Q 60歳保険料半額特約付プランに加入しているのですが、
保険料はいつから半額になりますか？

A 満60歳の保険始期日応当日以降分より、月々のお支払いが半額になります。
たとえば、保険始期日が10月1日、誕生日が12月6日の方の場合、満60歳と
10ヵ月目(誕生日の翌年の10月分保険料)より保険料は半額になります。



Q (口座振替払の場合) 保険料振替口座の残高が足りなくて
振替できませんでした。どうすればいいですか？

A 1ヵ月分の保険料が振替えできなかった場合、翌月の振替日に前月分とあ
わせて2ヵ月分の保険料を振替えます。ご案内ハガキにて振替について
お知らせしますので、口座に2ヵ月分の保険料をご用意ください。
翌月の振替日に前月分とあわせて、2ヵ月分の保険料振替ができた場合には
ご契約は有効に継続し、保障も切れ目なく継続されますので、ご安心く
ださい。



カスタマーセンター 医療保険グループ

通話料無料

0120-936-505

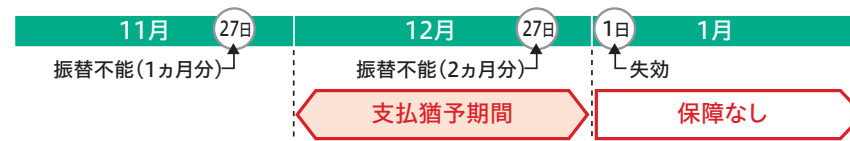
受付時間：9:00～18:00

14:00～17:00の間が比較的つながりやすくなっております。

Q 2ヵ月分の保険料振替ができなかった場合は、どうなりますか？

A 2ヵ月分の保険料振替ができなかった月の末日までが、保険料の支払猶予
期間となります。支払猶予期間中に保険料のお支払いがない場合は、支払
猶予期間の翌日よりご契約は効力を失います。その日以降の入院・手術な
どに対する保障はなくなりますので、ご注意ください。

<例>



失効日より1年間(注)はご契約の復活手続きが可能です。(注)上記例の場合は、1月1日より1年間

Q 契約が効力を失った場合、契約を元に戻すことはできないでしょうか？

A ご契約が効力を失った日から1年以内(すでにご契約を解約された場合を
除きます)に保障の再開を希望される場合には、当社所定のお手続きをし
ていただき、その時点までの未払保険料(当社所定の利率による利息を含
みます)をすべてお払込みいただくことで、ご契約を復活させることがで
きます。
また、ご契約が効力を失うまでの間に入院・手術などがあった場合、未払込
保険料と相殺したうえで保険金をお支払いできる場合があります。

※健康状態などによってはご契約の復活ができない場合もございます。また、ご契約の復活がな
された場合であっても、効力を失った日から復活以前にすでに発生している病気・ケガによる入院・
手術、事故などは保障の対象となりませんので、ご契約が効力を失わないよう、支払猶予期間内に
保険料をお払込みください。

Q 控除証明書は発行されますか？

A ご契約いただいた初めの年は保険証券送付時に控除証明書を発行しております。同封の送付状下部が控除証明書となっております。翌年以降は毎年10～11月頃にご契約者宛にお届けします。年末調整、確定申告などに必要となりますので大切に保管してください。

Q 解約した場合はお金が戻ってきますか？
また、満期金や配当金はありますか？



A この保険には解約返れい金、満期返れい金、契約者配当金はございません。その分、お手頃な保険料を実現しております。

Q 申込みの際に告知するのを忘れてしまったのですが
保険金は支払われますか？



A 告知を訂正するお手続きが必要です。P.2に記載のカスタマーセンターまでご連絡ください。ただし、告知いただいた内容によっては、ご契約が解除となり保険金のお支払いができない場合や条件付でのお引受けのご案内になる場合がございます。

Q 所得税の医療費控除を申告する際、注意することはありますか？

A 所得税の医療費控除を申告される場合には、支払った医療費から『医療費を補てんする保険金等』を控除することが必要な場合があります。詳細は税務署にお問合せください。

Q 保険料の払込みが困難になってきたので、
支払う保険料を下げることはできますか？



A 入院保険金日額等を減額すること、またはご契約いただいている保障を一部削除することにより、その分保険料を少なくすることができます。所定の範囲内でのお取扱いとなりますので、詳しくはP.2に記載のカスタマーセンターまでお問合せください。

※減額または削除した部分は解約したものとしてお取扱いします。(解約返れい金はありません。)

Q 入院保険金日額を5,000円から10,000円に変更できますか？

A ご契約後に入院保険金日額を変更することは可能です。ただし、失効中のご契約*や、ご契約時に特定の傷害や疾病を保障対象外とする条件付きでお引受けしたご契約など、入院保険金日額を変更できない場合もございます。

また、入院保険金日額を変更の際には、再度健康状態等を告知いただく必要があります。その際の健康状態等によっては、入院保険金日額の変更をお引受けできない場合もございますのであらかじめご了承ください。

なお、入院保険金日額の変更の際、変更時のご年齢によって保険料を再計算させていただきます。詳しくは、P.2に記載のカスタマーセンターまでお問合せください。

※口座残高不足等で月払保険料を一定期間内に払込みいただけない場合にはご契約が効力を失う(失効する)ことがあります。詳しくはP.6をご参照ください。

クーリングオフ制度について

保険証券を初めて受取った日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申出によりクーリングオフを承ることができます。クーリングオフのお申出をする場合は、次の方法に従ってお手続きをお願いします。なお、クーリングオフの場合には、すでにお支払いいただいた保険料は返還します。

(1) 保険証券を初めて受取った日から、その日を含めて8日以内に当社まで必ず郵便(封書またはハガキ)でお申出ください。お送りいただいた書面の消印日をお申出日とさせていただきます。なお、期限を過ぎた場合にはクーリングオフのお申出を承ることができませんのでご注意ください。

(2) 書面には、次の記入例の①～⑧の必要事項をご記入ください。

〈記入例〉

以下の契約をクーリングオフします。	① 保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
〒XXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXX	② ご契約者の住所(郵便番号、アパート・マンション名、部屋番号までご記入ください。)
ソニー タロウ	③ ご契約者のお名前、フリガナ(フルネームでご記入ください。)
曾二位 太郎	④ 押印(押印がない場合はクーリングオフのお申出を承ることができません。)
TEL XX-XXXX-XXXX	⑤ ご契約者の電話番号(ご自宅、携帯電話または勤務先)
証券受取日 20XX年X月X日	⑥ 証券の受取日(お手元に保険証券が到着した日)
証券番号 XXXXXXXX	⑦ 証券番号(保険証券または当社ウェブサイトの「ご契約者ページ(マイページ)」の契約内容確認画面等をご覧ください。)
保険料返還口座 〇〇銀行〇〇支店 普通 XXXXXXXX 口座名義 曾二位 太郎	⑧ 保険料返還口座(保険料振替口座またはご契約者本人名義の銀行・信用金庫・信用組合の口座をご指定ください。)

(*) 電話・FAX・Eメール等でのお申出は承ることができませんのでご注意ください。
(*) 保険金をお支払いする事由がすでに発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出いただいた場合には、お申出がなかったものとしてお取扱いします。

〈宛先〉 〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
ソニー損害保険株式会社 カスタマーセンター 医療保険グループ 行

封書でお送りいただく場合には、必ず保険証券を同封してください。

ハガキでお申出いただいた場合、後日当社より保険証券送付用の封筒をお送りいたしますので、保険証券をご返送ください。

毎日をもっとお得に、楽しく。クラブオフサービス

会員優待価格でさまざまな施設・サービスなどをご利用いただけます。



豊富な健康管理施設

人間ドック、生活習慣病検診、
脳ドック、ヘルスケア、
郵送検診など

会員優待価格



スポーツ施設

人気のスポーツクラブ・
ゴルフなど

会員優待価格

- カウンセリングサービス
- 海外ホテル
- 映画チケット
- スポーツ観戦・舞台
- スポーツ観戦・舞台
- 空港・駅の駐車場
- ツアー・航空券
- カー用品・メンテナンス

ご契約2年目以降の方は

さらにお得な **VIP会員に自動的にアップグレード**

★クラブオフサービスを、(年会費なしで)VIP会員価格でご利用いただけます。

詳しい割引率はウェブサイトでチェック!

※「ソニー損保 クラブオフサービス」は、株式会社リロクラブが提供するソニー損保ご契約者専用のサービスです。
※ご利用にあたっては、クラブオフへの会員登録が必要になります。クラブオフとは、株式会社リロクラブが提供するサービス名称です。

ソニー損保だからお届けできる **ソニースタア割引クーポン**

ソニースタアでご利用できるクーポンや特典などをご用意しています。



※ソニースタア割引クーポンは、ソニーマーケティング株式会社が提供します。
※クーポンの取得には「My Sony ID」が必要になります。また、サービスの内容は予告なく変更される場合がありますので、詳しくはウェブサイトをご覧ください。

※記載の内容は2017年1月現在の内容です。なお当サービスは、当社および提携会社の都合により、予告なく内容が変更、またはサービスが中止される場合があります。

ご契約者優待サービスご利用方法

各種優待サービスのご利用にはインターネットからの利用申し込みが必要となります。事前に「ご契約者優待サービス利用規約」をご確認いただいてから、所定の申込方法に従って利用申し込みを行ってください。

1 ソニー損保のウェブサイトへアクセス

ソニー損保 契約者優待

検索

二次元コードはこちら

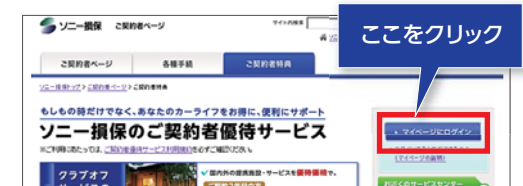


<http://www.sonysonpo.co.jp/cst/>

事前のご登録で、外出先からでもすぐにご利用できます。

*当社ウェブサイトのご利用に関するパケット通信料はお客様負担となります。
*携帯電話の機種によってはインターネットでのお手続きができない場合があります。

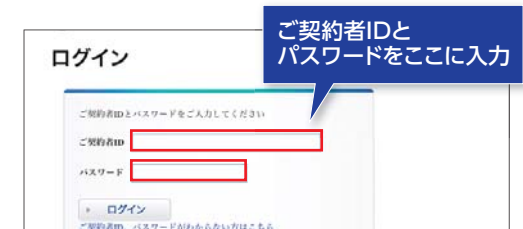
2 「ご契約者優待サービス」ページからログイン画面へ



3 ログイン

ご契約者IDとパスワードを入力し、ログインしてください。

※ご契約者IDとパスワードは、証券送付のレターを参照してください。



⚠ **ご契約者ID、パスワードがわからない…**

上記ログイン画面から証券番号、氏名、生年月日の入力により、ご契約者IDの確認、およびパスワードの再設定が行えます。

*ウェブサイトの画面は2017年1月時点のものです。

*初めてクラブオフサービスをご利用される場合、氏名・住所・電話番号などのご登録をお願いします。(当社より提携会社にご契約者の個人情報提供しておりませんので、お手数ですが初回サービス利用の際にご登録をお願いします。) 具体的な割引額などのサービス内容詳細につきましては、会員登録後、会員専用ページにてご確認ください。各種サービス内容・料金については、時期により変動し、予告なく内容が変更されることがあります。各種サービス内容のお問合せは、会員専用ページへのログイン後、ウェブサイトにてご確認いただくか、直接サービス提供会社(レンタカー会社など)にご連絡ください。なお、お問合せの際は「クラブオフ会員である旨」をお伝えください。